

## 1 計画策定の趣旨

平成23年7月に国が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」の中で、「社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要がある」とされ、「児童養護施設や乳児院（以下「児童養護施設等」という。）の本体施設、分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設（以下「グループホーム」という。）、里親やファミリーホーム（以下、「里親等」という。）の割合が概ね3分の1ずつになるよう変えていく」とされたことを踏まえ、施設の小規模化・地域分散化、里親等への委託推進、それを実現するための方策について県推進計画を策定する。

## 2 計画の期間

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、平成27年度を始期として、平成41年度までの15年間を推進期間とし、5年ごとの3期（前期・中期・後期）に分けた各期の取組について、各期末に必要な応じて見直しを行う。

## 3 計画の内容

### （1）県内の社会的養護の現状と課題

#### ① 社会的養護の割合（平成26年3月末現在）

児童養護施設等本体施設75.0%、グループホーム8.3%、里親等16.7%で、施設養護が中心で里親等やグループホームによる家庭的養護が推進されていない。

#### ② 児童養護施設等の小規模化（平成26年4月1日現在）

県内の児童養護施設等9施設のうち6施設が小規模グループケアに取り組んでいるが、今後、各施設における計画的な小規模化の取組が期待される。

#### ③ 里親への委託率

県の登録里親のうち子どもを受託している里親は3割に満たないが、里親の高齢化や子どもとのマッチングの問題のほか、子どもが抱える問題の深刻化などに対応できる里親の養成なども課題となっている。

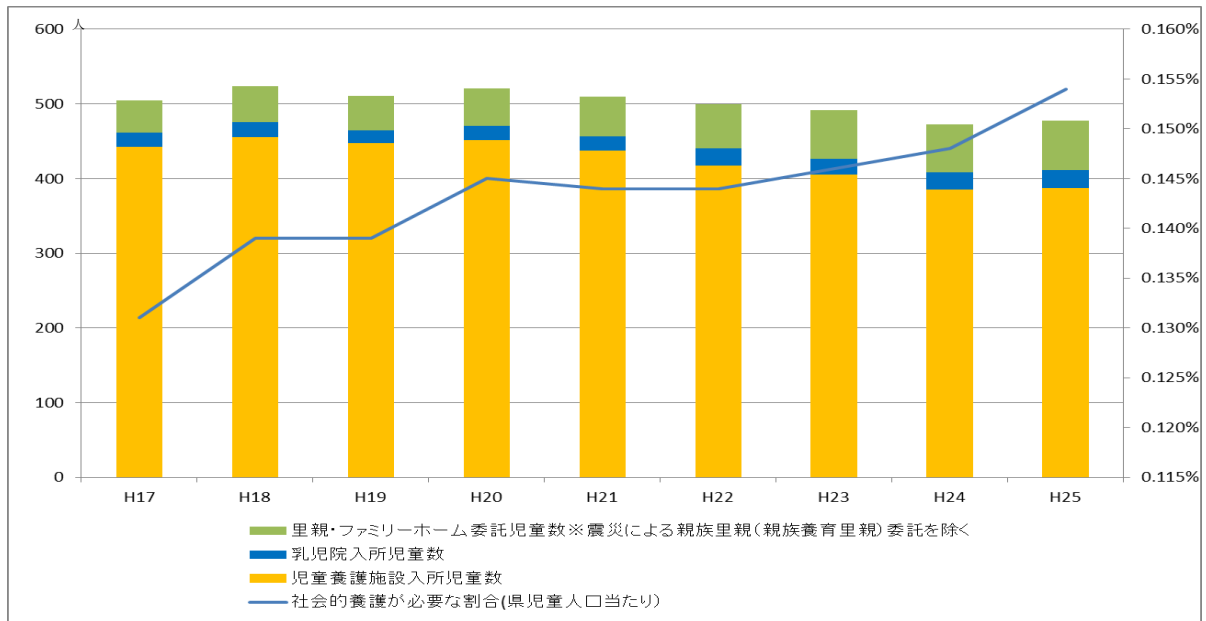
#### ④ 里親の確保と支援

広報や児童相談所による一般県民向けの「里親入門講座」の開催などにより、新規里親の開拓に努めている。里親への支援のため各児童相談所に里親コーディネーターを配置しているが、各児童養護施設や乳児院への「里親支援専門相談員」の配置と里親支援機関の指定など里親への専門的な支援体制の整備が課題となっている。

#### ⑤ 心理的問題を抱えた子どもへの支援

虐待や発達障がいなどを背景とした心理的困難や苦しみを抱えている子どもたちに対して、入所や通所によって専門的指導や治療を行う情緒障害児短期治療施設が県内にはない。

図 社会的養護を必要とする子どもの児童養護施設等、里親等への措置人数の推移



※ 社会的養護を必要とする子どもの推計に当たっては、震災による津波で両親を亡くした子どもと委託を受けた親族里親については、「特別な要因」によるものとして推計に用いる数からは除くこととした。

○ 今後の社会的養護を必要とする子どもの見込み

放射能不安が残る子育て環境が続くと予想されること、DVに警察が介入した際、子どもがいれば「心理的虐待」として児童相談所に通告されるようになってきたこと、厚生労働省から「虐待された子どものきょうだいについても『心理的虐待』として取り扱う」よう示されたことなどにより、県内児童人口は減少しても、児童相談所が扱う児童虐待を始めとした要保護児童数に大きな減少はなく、よって、施設や里親等による養育を必要とする子どもの数にも大きな減少はないと予測される。

(2) 社会的養護を必要とする子どもの現状と推進期間中の見込み数

表 本県の社会的養護を必要とする子どもの現状と推進期間中の見込み数 単位：人

		推進期間			
		現状 H25年度	前期 H31年度	中期 H36年度	後期 H41年度
社会的養護を必要とする子どもの数(A)		455	459	448	437
施設養護	施設本体 (A)に対する割合	345 75.8%	290 63.2%	240 53.6%	150 34.3%
	グループホーム (A)に対する割合	42 9.2%	64 13.9%	88 19.6%	148 33.9%
家庭養護(里親・ファミリーホーム) (A)に対する割合		68 15.0%	105 22.9%	120 26.8%	139 31.8%

※ この表については、施設養護の児童数を3月末ではなく3月1日の入所児童数としている。  
 ※ 現在、県内の乳児院は定員40人の県立施設1ヶ所のみであり、毎年度、年間をとおして20人前後の入所児童数で推移してきているため、推進期間中も、引き続き同数程度の乳幼児に対応できる養護体制を確保していくこととし、この計画では、児童養護施設と里親等の需要量の見込みと社会的養護の割合を記載する。

### (3) 家庭的養護の推進に関する目標

#### ○ 施設関連

目標 1 児童養護施設本体施設の定員 45 人以下を目指す（乳児院は 35 人以下）

- ①小規模グループケア化の推進
- ②本体施設定員の縮小

※ ただし、社会的養護を必要とする子どもの見込み数に対応できる施設や里親の数を確保していく。

目標 2 各児童養護施設に最低 3 箇所以上のグループホームの設置を推進し、本体施設とグループホームの割合を 1 : 1 に近づけることを目指す

- ①分園型グループケア、地域小規模児童養護施設の設置推進
- ②ファミリーホーム開設の支援

目標 3 専門性のある職員配置の推進と各職員の専門性の向上を図る

- ①施設における職員の確保
- ②基幹的職員養成研修の実施
- ③専門性の向上（OJT、外部研修など）の推進
- ④施設職員が継続的に勤務できる体制づくりや、育児等を応援する働きやすい職場作りの支援

目標 4 入所児童の自立を支援するための施策の充実

- ①運転免許取得の費用補助、身元保証人確保事業などによる施設から自立する児童への支援

目標 5 入所児童の家庭や地域の子育てを支援するため施設機能の活用を図る

- ①児童家庭支援センターの設置推進
- ②市町村子育て支援事業との連携

#### ○ 里親関連

目標 1 家庭養護への委託を推進し、里親等への委託を概ね 1 / 3 とすることを旨とする

- ①乳幼児や長期施設入所児の里親委託促進
- ②短期里親委託の積極的な活用

目標 2 新規里親開拓及びファミリーホーム新設を促進し委託先の拡大を図る

- ①里親制度の広報啓発の推進
- ②養育里親の登録推進
- ③里親などにファミリーホーム開設の支援
- ④専門里親登録者の増加

目標 3 里親を支援するための体制強化を図る

- ①乳児院、児童養護施設への「里親支援相談員」の配置
- ②児童相談所の里親コーディネーターの専門性向上
- ③児童相談所の里親担当児童福祉司の専門性向上
- ④県・各地区里親会の育成・活用
- ⑤子育て支援活動を行う NPO 等との連携

#### 4 その他の施設について

##### (1) 乳児院について

医療との緊密な連携、養護の連続性の重要性から、県内の医療機関や児童養護施設への併設を探りながら、県立若松乳児院のあり方の検討を継続する。

##### (2) 情緒障害児短期治療施設について

県内に未設置の情緒障害児短期治療施設に関して検討を進めながら、設置を希望する法人等に対して補助制度の紹介を含め助言及び支援を行う。

#### 5 計画の推進体制

計画の進捗及び新たな課題の把握、目標と計画内容の見直しに当たっては、児童養護施設ごとの家庭的養護推進計画の内容や今後の県立乳児院のあり方の検討などを踏まえながら行い、県社会福祉協議会児童福祉施設部会や児童福祉施設等連絡協議会において関係者の意見を聴くなど、児童相談所、児童養護施設や乳児院その他の関係機関と協力して、計画の着実な推進を図る。

# 福島県家庭の養護推進計画

(案)

平成27年 月

福島県

## 福島県家庭的養護推進計画（案）

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	他の計画との関係	2
4	県内における社会的養護の現状	3
	（1）県内の児童人口の動向	
	（2）児童相談所における児童相談件数の推移	
	（3）施設の設置状況と施設入所児童数の推移	
	（4）里親の登録状況と里親委託児童数の推移	
5	社会的養護の課題	5
	（1）社会的養護の割合	
	（2）児童養護施設等の小規模化	
	（3）里親への委託率	
	（4）里親の確保	
	（5）里親に対する支援	
	（6）心理的問題を抱えた子どもへの支援	
6	今後の社会的養護の需要量と供給量の見込み	6
	（1）需要量の見込み	
	（2）供給量の見込み	
7	家庭的養護の推進に関する基本的な方向性と目標	9
	（1）基本的な方向性	
	（2）家庭的養護の推進に関する目標	
8	家庭的養護の推進に関する取組み	12
	（1）児童養護施設の小規模化・地域分散化への支援	
	（2）施設職員の人材確保及び人材育成への支援	
	（3）施設入所児童の自立支援の充実	
	（4）里親委託の推進と里親の開拓	
	（5）家庭支援・地域支援	
	（6）家庭養護推進に係る職員の体制強化	
	（7）子どもの権利擁護	
9	その他の施設整備について	14
	（1）乳児院について	
	（2）情緒障害児短期治療施設について	
10	要保護児童対策について	15
11	計画の推進体制	15

## 1 計画策定の趣旨

「社会的養護」とは、保護者のない子ども<sup>※1</sup>や虐待された子どもなど、家庭環境上養護を必要とする子どもたちに対する公的責任として、社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことであり、施設を活用する「施設養護」と、里親及びファミリーホーム（以下「里親等」といいます。）が子どもを家庭に迎え入れて養育を行う「家庭養護」の二つに分けられます。

我が国の社会的養護は、戦後の戦災孤児の収容施設として開設された児童養護施設などの施設養護が中心となってその機能を果たしてきました。しかし、高度経済成長期には家庭崩壊により家庭養育が困難な子どもが多く入所し、現在は、親の養育基盤の脆弱化等により児童虐待が増加し、様々な発達上の課題を抱える子どもが多く入所するなど、子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、親のいない子どものための施策から、虐待を受けた子どもの保護及びケアなどへと、その役割を変えてきています。

平成23年7月に国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」では、「社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があるため、原則として、家庭養護を優先するとともに、施設養護も、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある」とされ、そのほか児童養護施設の本体施設については、専門性の高いケアや心理的ケアを要する子どもへの対応や退所後のアフターケア、里親支援など高い機能を持たせる、とされています。

さらに、社会的養護の割合については、今後、里親等、分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設（以下「グループホーム」といいます。）、児童養護施設等本体施設が概ね3分の1ずつという姿に変えていくとの目標を掲げ、平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」において、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間の「推進期間」を通じて達成を目指すこととされました。

この計画は、こうした方針に基づき、社会的養護を必要とする子どもを、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護<sup>※2</sup>」を推進するため、計画期間を通じて取り組むべき施設の小規模化・地域分散化や里親等の家庭養護を支援する具体的な方策を定めるものです。

※1 児童福祉法は、18歳未満の者を「児童」といい、この計画では「子ども」という言葉も用いますが「児童」と同義です。

※2 家庭的養護とは、主には「施設養護」に対し里親等やグループホームなど家庭的環境での養育をいいますが、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことも含みます。

## 2 計画の期間

平成27年度を始期として、平成41年度までの15年間を「推進期間」とし、5年ごとの3期（前期・中期・後期）に分けた各期の取組について、状況を踏まえた目標を定め、必要に応じて目標と取組内容の見直しを行います。

## 3 他の計画との関係

「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」において、国の基本方針に従い、都道府県が「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされ、同法第62条第2項第4号において、「保護を要する子どもの養育環境の整備、（中略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」を定めることとされていることから、本計画の内容は「福島県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）」の内容と整合するものとなります。



## 4 県内における社会的養護の現状

### (1) 県内の児童人口の動向

福島県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、地震と津波の被害に加え、県内広範囲に放射性物質が飛散したことにより甚大な被害を受けました。

これらの被害により、多くの県民がふるさとを離れ仮設住宅などに避難せざるを得なくなり、とりわけ放射能の影響を受けやすいと言われていた乳幼児を中心とした子どもを持つ世帯が、県外にも相当数避難する事態となりました。

県の人口は、少子化の進行や流出傾向にある社会動態とあいまって、平成10年1月の213万8千人をピークに減少傾向にありましたが、平成24年度に改訂した県の総合計画では、東日本大震災と原子力災害の発生を踏まえ、改めて将来人口について二通りのシナリオで予測しています。その結果、緩やかに人口が減少した場合は平成32年に188万6千人、急激に人口が減少した場合は、平成32年に174万6千人まで減少すると試算し、実際にはこの二つの試算の間で推移するものと想定されました。

なお、平成22年の国勢調査では2,029,064人となっていた県人口が、東日本大震災による人口流出を含めた平成26年10月1日現在の推計人口では、1,936,630人に減少しています。

特に18歳未満の子どもの避難者数については、平成26年4月1日現在で26,067人に上っており、そのうち県外への避難は13,308人で、福島市や郡山市、いわき市など避難区域外からも自主的に県外に避難している子どもも含まれています。震災後4年になろうとしている現在（下線部は計画決定後に修正します。）、放射線量の自然減少や除染が徐々に進んできたこと、県が「ふくしま」の子どもたちを放射線の影響から守るための施策を始めとした子育て支援策の充実を図ってきたことなどにより、県外に避難した子育て世帯が県内に戻ってくるようになってきたほか、出生数が増加に転じるなど「回復の兆し」が見えるものの、避難先から戻らない子どもたちも依然として多く、県の児童人口は震災前より大きく減少した状態となったままです。

### (2) 児童相談所における児童相談件数の推移

児童相談所は、18歳未満の子どもに関する様々な相談に対応する児童福祉の専門相談機関です。県では、中央児童相談所（福島市）、平成19年4月に新設した県中児童相談所（郡山市）、会津児童相談所（会津若松市）、浜児童相談所（いわき市）の4児童相談所と、児童相談所本所から遠い白河市、南会津町、南相馬市それぞれに、県中児童相談所白河相談室、会津児童相談所南会津相談室、浜児童相談所南相馬相談室の3相談室を設置しています。

県内4ヶ所の児童相談所が対応した児童相談の件数は、平成19年度が5,512件、平成20年度が5,467件、平成21年度が5,829件、平成22年度が5,666件、平成23年度が6,037件、平成24年度が5,840件、平成25年度が6,158件と、年度による増減はありますが緩やかに増加しています。〔表1〕

震災以降は相談件数が急増し、とりわけ児童虐待相談の件数が増加したままの状態となっています。これには、長引く仮設住宅での子育てやそれまでの戸建て住宅から借り上げアパートへ転居したことなどによる住環境の変化、避難生活が長期化し先の見えない生活が長引いていることや放射能不安から子どもたちの外遊びを控えさせる傾向が依然として続いていることなどから、親子ともにストレスの多い生活となっていることが少なからず影響しているものと考えられます。

表1 児童相談所における養護相談等件数の推移 単位(件)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
児童相談対応件数		5,467	5,829	5,666	6,037	5,840	6,158
養護相談 <sup>※2</sup>	対応件数	806	691	862	867	817	988
	施設入所措置	57	35	55	37	46	48
	里親等委託	16	16	25	41 <sup>※3</sup>	16	23
児童虐待相談	対応件数	238	200	224	259	311	294
	施設入所措置	39	42	28	46	30	32
	里親等委託	2	3	4	8	0	3

※1 出典：福祉行政報告例（きょうだいについての相談の場合、一人一人を1件ずつと数えます）

※2 福祉行政報告例の「養護相談」から「児童虐待相談」を除いた数。

※3 平成23年度は養護相談のうち里親委託数が急増しましたが、大地震に伴う津波で保護者が死亡し親族里親に委託された子どもが12名いたためです。

### (3) 施設の設置状況と施設入所児童数の推移

平成26年4月1日現在、県内の児童養護施設は8ヶ所（社会福祉法人立7カ所、市立1カ所）となっており、入所している子どもの数は減少傾向にあります。

乳児院は定員40人の県立施設が1ヶ所あります。短期入所もあるため、児童養護施設より年度内の入退所が多いものの、年間をとおして20人前後の乳幼児<sup>※</sup>が養育されています。〔表2〕 ※ 平成16年の児童福祉法改正後からは、特に必要があれば幼児も入所できます。

表2 県内の児童養護施設・乳児院の入所児童数の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
児童養護施設定員(人)	460	460	460	456	450	450
入所児童数(人) <sup>※1</sup>	452	437	417	405	385	387
入所率	98.3%	95.0%	90.7%	88.8%	85.6%	86.0%
乳児院入所児童数(人) <sup>※2</sup>	19	20	23	21	23	24

※1 児童養護施設については、卒業などで多くが退所した後の3月末の入所児童数ではなく、3月1日現在の入所児童数としています。

※2 乳児院については、年度内での入退所が多いため、入所児童数が最多となった月の児童数としています。

#### (4) 里親の登録状況と里親委託児童数の推移

里親制度については、平成14年の児童福祉法改正により「専門里親」「親族里親」の制度が創設され、平成20年の改正では、要保護児童を養育することを希望する「養育里親」が、養子縁組によって養親となることを希望する「養子縁組里親」と区別されました。

里親に委託される子どもの数は、平成22年度以降、増加傾向が見られます。〔表3〕

表3 県内の里親の状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
里親登録数(世帯)	158	154	165	186	196	198
委託里親数(世帯)	39	37	49	54	53	53
里親委託児童数(人)	50	53	60	66	66	65
里親の受託率	24.7%	24.0%	29.7%	29.0%	27.0%	26.8%

※ 出典：福祉行政報告例（平成23年度以降は、津波により両親を亡くした児童を養育するために親族里親の登録をした者、親族里親に委託された震災孤児については「特別な事情」として除いています。）

## 5 社会的養護の課題

### (1) 社会的養護の割合

平成26年3月末における県内の社会的養護の割合<sup>※1</sup>は、乳児院・児童養護施設本体75.0%、グループホーム8.3%、里親等<sup>※2</sup>16.7%となっており、施設養護が中心で、里親等やグループホームによる家庭的養護が推進されているとは言えない状況です。

※1 福祉行政報告例の乳児院、児童養護施設、里親等への措置児童数の合計を基に、乳児院・児童養護施設本体、グループホーム、里親等それぞれに措置されている児童数の割合を算出しました。

※2 平成23年度以降、津波により両親を亡くした子どもを養育するために親族里親の登録をした者、親族里親に委託された震災孤児については「特別な事情」として除きました。

### (2) 児童養護施設等の小規模化

県内の児童養護施設及び乳児院の本体施設の小規模グループケア化については、平成26年4月1日現在で9施設のうち6施設が取り組んでおり、そのうち、すべて小規模グループケアの体制になっているのは、もともと小舎制で運営していた1施設であり、今後、各施設における計画的な小規模化の取り組みが期待されます。

### (3) 里親への委託率

平成26年3月末現在において、社会的養護を必要とする子どものうち里親等に委託

されている率は16.7%であり、登録している里親のうち、子どもを受託している里親の割合も3割に満たない状況で推移しています。〔表3〕

そのため、短期里親委託や複数児童の委託促進など登録里親の十分な活用が今後検討されるべきですが、里親の高齢化やマッチングの問題のほか、社会的養護を必要とする子どもが抱える問題の深刻化などに対応できる里親の養成も課題となっています。

#### (4) 里親の確保

県では、新規里親を開拓するため、マスコミを活用しての広報や、一般県民向けに児童相談所が「里親入門講座」を開くなど、新規里親の開拓に努めています。しかし、子どもとのよいマッチングの観点、様々な活用の仕方を考えれば、より多くの里親登録者が必要な状況です。

#### (5) 里親に対する支援

現在、県内の各児童相談所には、里親委託等推進員として「里親コーディネーター」を1名ずつ配置し、新規里親の開拓、里親委託予定の子どもと里親とのマッチング、委託後や解除後の里親への支援などの業務を行っていますが、各児童養護施設や乳児院には里親支援専門相談員は配置されておらず、里親支援機関による里親支援事業もないことから、里親への専門的な支援体制の整備が課題となっています。

#### (6) 心理的問題を抱えた子どもへの支援

社会的養護を必要とする子どものうち、児童虐待や発達障がいなどを背景とした心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要としている子どもたちに対して、入所や通所によって専門的指導や治療を行う情緒障害児短期治療施設が県内にはありません。

また、児童精神科医も極めて少なく、児童思春期を専門とする入院病棟を持つ医療機関もないのが現状であり、県内の各施設からは、情緒障害児短期治療施設設置の要望や児童精神科医による診療体制の整備を希望する声があります。

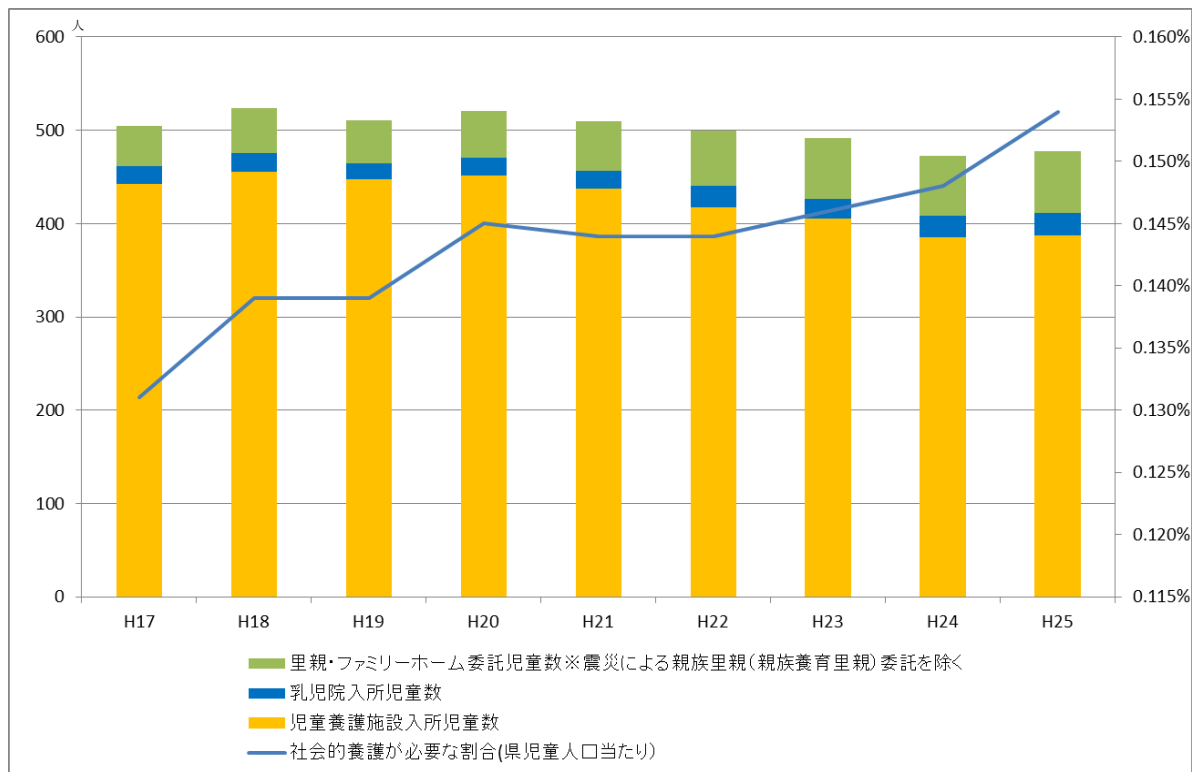
## 6 今後の社会的養護の需要量と供給量の見込み

### (1) 需要量の見込み

平成17年度以降をみると、県内の児童人口が減少し続けているにもかかわらず、児童養護施設及び里親等への措置児童数は減少することなく500人前後で推移していたため、県内の児童人口に占める児童養護施設及び里親等への措置児童数の割合は増加し続け、平成20年度には0.145%になりました。それ以降は、措置児童数も減

少傾向でしたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による原子力事故の影響で県内児童人口が急激に減少したため、翌年度以降は、県内児童人口に占める児童養護施設及び里親等への措置児童数の割合は急増した形になっています。〔図1〕

図1 社会的養護を必要とする子どもの児童養護施設、里親等への措置人数の推移



※ 社会的養護を必要とする子どもの推計に当たっては、震災による津波で両親を亡くした子どもと委託を受けた親族里親については、「特別な要因」によるものとして推計に用いる数からは除くこととしました。

今後の見込みについては、児童養護施設及び里親等への措置児童数の実績が減少傾向にあったとは言え、未だ原子力事故は収束しておらず、除染は進んではいないものの、放射能不安が残る子育て環境がこの先も続くことが予想されること、DVに警察が介入した際、子どもがいれば「心理的虐待」として児童相談所へ通告されるようになってきたこと、平成25年度改訂の『子ども虐待対応の手引き』（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）の中で「虐待された子どものきょうだいについても『心理的虐待』として扱う」よう示されたことなどの理由により、県内児童人口は減少しても、児童相談所が扱う児童虐待を始めとした要保護児童数に大きな減少はなく、よって、要保護児童のうち施設や里親等による養育を必要とする子どもの数にも大きな減少はないと予測されます。

なお、現在、県内の乳児院は定員40人の県立施設1ヶ所のみであり、4頁〔表2〕のとおり毎年度、年間をとおして20人前後の入所児童数で推移してきているため、推進期間中も、引き続き同数程度の乳幼児に対応できる養護体制を県内に確保していくこととし、次頁〔表4〕、〔表5〕では、推進期間中における児童養護施設と里親等の需要量の見込みと社会的養護の割合、児童養護施設の供給量の見込みなどを記載します。

表4 推進期間中の児童養護施設と里親等の需要量の見込みと社会的養護の割合

		推進期間			
		現状 H25年度	前期 H31年度	中期 H36年度	後期 H41年度
社会的養護を必要とする子どもの数 <sup>※1</sup> (A)		455	459	448	437
施設養護 <sup>※2</sup>	施設本体 (A)に対する割合	345 75.8%	290 63.2%	240 53.6%	150 34.3%
	グループホーム (A)に対する割合	42 9.2%	64 13.9%	88 19.6%	148 33.9%
家庭養護(里親 <sup>※3</sup> ・ファミリーホーム) (A)に対する割合		68 15.0%	105 22.9%	120 26.8%	139 31.8%

- ※1 乳児院入所を必要とする乳幼児数はこの推計には含めませんが、毎年20人前後と考えています。  
 ※2 「施設養護」の数は、児童養護施設の年間の最多入所児童数を勘案する必要があるため、推計に当たっては、卒業などで多くが退所した後の3月末の入所児童数ではなく、3月1日現在の入所児童数から推計しています。  
 ※3 里親委託数から震災の津波で両親を亡くした子どもの親族里親への委託数は除いてあります。

(2) 供給量の見込み

推進期間中に、児童養護施設本体施設の定員を徐々に減らしつつ、グループホームの設置と里親等委託を徐々に増やしていくこととし、社会的養護を必要とする子どもに対応できる児童養護施設や里親等の数を確保していきます。

なお、推進期間中の児童養護施設の供給量には、平成26年12月1日に新規開設した児童養護施設の定員数30人分を含め、平成27年3月末で閉園する市立施設の定員数45人分を除いています。〔表5〕

表5 推進期間中の児童養護施設の供給量の見込み

		推進期間			
		現状 H25年度末	前期 H31年度末	中期 H36年度末	後期 H41年度末
児童養護施設の供給量見込み (A)		450	382	346	352
児童養護 施設	施設本体 (A)に対する割合	406 92.4%	318 83.2%	258 74.6%	204 58.0%
	グループホーム (A)に対する割合	44 7.6%	64 16.8%	88 25.4%	148 42.0%

## 7 家庭的養護の推進に関する基本的な方向性と目標

### (1) 基本的な方向性

家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けるなど環境上養護を必要とする子どもたちが、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係に基づいた養育を受けられるよう、以下の方向性で取り組んでいきます。

#### ア 児童養護施設本体施設の小規模化と地域分散化

現在、大舎または中舎制となっている児童養護施設の本体施設の定員を45人以下とし、1グループ6人以上8人以下の小規模グループケア化するとともに、地域の中にグループホームを新設あるいは増設して施設機能の地域分散化を図ることによって、より家庭的な養育環境にしていきます。

乳児院についても、入所を必要とする児童数に対応できるよう十分に配慮しつつ、定員35名以下を目標とします。

#### イ 人材確保と人材育成支援

児童養護施設への専門性のある職員の配置や各職員の専門性の向上を図ります。

#### ウ 里親等への委託推進

社会的養護を必要とする子どもの措置については、より家庭的な環境での養育が提供されるよう、里親等の「家庭養護」に委託する児童数を増やし、推進期間内に概ね1/3となることを目指します。

#### エ 里親登録とファミリーホームの設置の推進

里親に委託される子どもと里親とのよいマッチングの観点から、里親となる者については多数の候補が必要となるため、引き続き里親登録者を増やしていきます。

また、ファミリーホームについても現在の数よりも増やしていきます。

#### オ 里親等への支援の充実

児童相談所や乳児院、児童養護施設による里親等への支援体制を強化するほか、里親会など「里親支援機関」として指定できる社会資源を育成・活用して、里親等支援の充実に努めます。

### (2) 家庭的養護の推進に関する目標

推進期間中の5年ごと(前期・中期・後期)の目標設定については11頁のとおりです。

#### ○ 施設関連

目標1 児童養護施設本体施設の定員45名以下を目指す

①小規模グループケア化の推進

②本体施設定員の縮小

- 目標 2 各児童養護施設に最低3箇所以上のグループホームの設置を推進し、本体施設とグループホームの割合を1：1に近づけることを目指す
  - ①分園型グループケア、地域小規模児童養護施設の設置推進
  - ②ファミリーホーム開設の支援
- 目標 3 専門性のある職員配置の推進と各職員の専門性の向上を図る
  - ①施設における職員の確保
  - ②基幹的職員養成研修の実施
  - ③専門性の向上の推進
  - ④施設職員が継続的に勤務できる体制づくりや、育児等を応援する働きやすい職場作りの支援
- 目標 4 入所児童の自立を支援するための施策の充実
  - ①運転免許取得の費用補助、身元保証人確保事業などによる施設から自立する児童への支援
- 目標 5 入所児童の家庭や地域の子育てを支援するため施設機能の活用を図る
  - ①児童家庭支援センターの設置推進
  - ②市町村子育て支援事業との連携

## ○ 里親関連

- 目標 1 家庭養護への委託を推進し、里親等への委託を概ね1／3とすることを旨とする
  - ①乳幼児や長期施設入所児の里親委託促進
  - ②短期里親委託の積極的な活用
- 目標 2 新規里親開拓及びファミリーホーム新設を促進し委託先の拡大を図る
  - ①里親制度の広報啓発の推進
  - ②養育里親の登録推進
  - ③里親などにファミリーホーム開設の支援
  - ④専門里親登録者の増加
- 目標 3 里親を支援するための体制強化を図る
  - ①乳児院、児童養護施設への「里親支援相談員」の配置
  - ②児童相談所の里親コーディネーターの専門性向上
  - ③児童相談所の里親担当児童福祉司の専門性向上
  - ④里親会の育成・支援
  - ⑤子育て支援活動を行うNPO等との連携構築



○ 家庭的養護推進に向けての目標

推進の方向性	前期(H27～H30)	中期(H31～H35)	後期(H36～H41)
施設 関 連	<p>本体施設の小型化</p> <p>目標1： 本体施設の定員45人以下を目指す（乳児院は35人以下）</p> <p>①小規模グループケア化の推進 ②本体施設定員の縮小：45人以下を目指す</p>	<p>①引き続き推進 ②引き続き推進</p>	<p>①小規模グループケア化の完了 ②本体施設定員の縮小完了</p>
	<p>児童養護施設の地域分散化</p> <p>目標2： 各児童養護施設に最低3箇所の分園型グループケアもしくは地域小規模児童養護施設の設置を目指す</p> <p>①分園型グループケア、地域小規模児童養護施設の設置推進 ②ファミリーホーム開設の支援</p>	<p>①引き続き推進 ②引き続き推進</p>	<p>①各施設に3箇所以上の設置 ②引き続き推進</p>
	<p>人材確保と人材育成支援</p> <p>目標3： 専門性のある職員配置の推進と各職員の専門性の向上を図る</p> <p>①施設における職員の確保 ②基幹的職員養成研修の実施 ③専門性の向上（OJT、外部研修など）の推進 ④施設職員が継続的に勤務できる体制づくりや、育児等を応援する働きやすい職場づくりの支援</p>	<p>①引き続き推進 ②引き続き推進 ③引き続き推進 ④引き続き推進</p>	<p>①引き続き推進 ②引き続き推進 ③引き続き推進 ④引き続き推進</p>
	<p>入所児童の自立支援</p> <p>目標4： 入所児童の自立を支援するための施策の充実</p> <p>①運転免許取得の費用補助や身元保証人確保事業などによって施設から自立する子どもの支援</p>	<p>①引き続き推進</p>	<p>①引き続き推進</p>
	<p>家庭支援・地域支援</p> <p>目標5： 入所児童の家庭や地域の子育てを支援するために施設機能の活用を図る</p> <p>①児童家庭支援センターの設置推進 ②市町村子育て支援事業との連携</p>	<p>①引き続き推進 ②市町村子育て支援事業との連携</p>	<p>①引き続き推進 ②引き続き推進</p>
里 親 等 関 連	<p>里親・ファミリーホームへの委託推進</p> <p>目標1： 家庭養護への委託を推進し里親・ファミリーホームへの委託を概ね1/3とする</p> <p>①乳幼児や長期施設入所児の里親委託の推進 ②短期里親委託の積極的な活用</p>	<p>①引き続き推進 ②引き続き推進</p>	<p>①引き続き推進 ②引き続き推進</p>
	<p>里親登録の推進とファミリーホーム設置の推進</p> <p>目標2： 新規里親の開拓及びファミリーホームの新設を促進し委託先の拡大を図る</p> <p>①里親制度の広報啓発の推進 ②養育里親の登録推進 ③里親などにファミリーホーム開設の支援</p>	<p>①引き続き推進 ②引き続き推進 ③引き続き推進 ④専門里親登録の推進</p>	<p>①引き続き推進 ②引き続き推進 ③引き続き推進 ④引き続き推進</p>
	<p>里親への支援の充実</p> <p>目標3： 里親を支援するための体制強化を図る</p> <p>①乳児院、児童養護施設への「里親支援相談員」の配置 ②県・各市区里親会の育成・活用 ③児童相談所の里親コーディネーターの専門性向上 ④児童相談所の里親担当児童福祉司の専門性向上</p>	<p>①引き続き推進 ②「里親支援機関」として指定 ③引き続き推進 ④引き続き推進 ⑤子育て支援活動を行うNPO等との連携</p>	<p>①各施設へ「里親支援相談員」の配置完了 ②すべての市区里親会を里親支援機関に指定 ③引き続き推進 ④引き続き推進 ⑤引き続き推進</p>

## 8 家庭的養護の推進に関する取組み

県は、5の「基本的な方向性と目標」に沿って家庭的養護を推進するため、以下の項目について取り組んでいきます。

### (1) 児童養護施設の小規模化・地域分散化への支援

ア 大規模施設や大舎または中舎制となっている児童養護施設、老朽化した児童養護施設などをより小規模化して家庭的な養育環境とするために、改修や改築を進めます。

イ グループホームの設置を支援し、児童養護施設の地域分散化を進めます。その際には、市町村等と連携しながら地域の理解と協力を得られるよう取り組みます。

ウ 児童養護施設を運営する法人がファミリーホームを新設する場合には、県内の既存ファミリーホームのノウハウを活かすことができるよう職員研修などを支援します。

エ 小規模化・地域分散化によって生じうる施設職員の心身両面の負担やストレスの増加に対応する各種体制強化のための支援策を講じます。

### (2) 施設職員の人材確保及び人材育成への支援

ア 県は、施設において基幹的職員（スーパーバイザー）を中心とした入所児童のアセスメントや自立支援計画の立案などの実施体制が整備できるよう支援するため、基幹的職員の養成研修を開催するほか、入所児童に対する専門的ケアに係る施設職員の研修先の確保、研修期間中に不在となる職員の代替の対策を図ります。

イ 県は、施設職員が継続的に勤務できる体制づくりや、育児等を応援する働きやすい職場づくりの支援を行います。

ウ 施設は、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、その必要量を踏まえた養成、内部及び外部研修を受けられるような体制を整備します。

### (3) 施設入所児童の自立支援の充実

ア 児童養護施設等に入所している子どもが希望どおりの進学ができるよう学力向上などの対策を講じていきます。

イ 児童養護施設から就労する子どもに対する自立支援として運転免許取得のための補助や身元保証人確保事業などの支援を行います。

ウ 児童養護施設などを退所した子どもが、その後も支援を受けながら自立できるよう、児童自立援助ホームの設置を推進していきます。

#### (4) 里親委託の推進と里親の開拓

ア 社会的養護においては、里親等の「家庭養護」を優先して検討します。

イ 児童養護施設への入所が長期化している子どもや保護者との交流がない子どもなどについて家庭養護への措置変更を検討したり、措置変更後の里親への支援を行ったりするために、県内の乳児院や児童養護施設に「里親支援専門相談員」の配置を促進します。さらに、配置された施設を「里親支援機関」として指定し、里親等への支援及び児童相談所との連携を強化します。

ウ 里親制度の普及促進や幅広い年齢層の様々な問題を抱えた子どもを委託することができるよう、「里親入門講座」の開催などによる里親制度の広報啓発や里親への研修、さらには地区里親会や里親サロンの運営など里親同士の交流促進のための助言などの支援を推進します。

エ 県里親連合会や各地区里親会を育成・支援し、「里親支援機関」として指定するなど、里親の相互交流、養育相談対応、里親の孤立化防止等の支援を行う資源としての活用を図ります。

オ 養育里親のうち、虐待された子どもや障がいのある子ども、非行傾向のある子どもなどの専門的援助が必要な子どもを養育する「専門里親」の登録を増やすため、研修や支援体制の強化を図ります。

カ 里親や児童養護施設での養育経験者などが補助者を含めて3名以上で5～6名の子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育するファミリーホームの新設について、運営のあり方や補助制度について助言するなどして、円滑に開設できるよう支援します。

#### (5) 家庭支援・地域支援

ア 乳児院や各児童養護施設に配置している家庭支援専門相談員の機能強化を図るほか、地域からの子どもの福祉に関する相談に応じたり、児童相談所から保護者指導や家族再統合、退所児童のアフターケアなどを受託して実施したりする児童家庭支援センターの設置について支援します。

イ 施設所在あるいは近隣の市町村子育て支援事業などとの連携を含め、各施設の機能を活用したショートステイ、トワイライトステイの事業実施について検討します。

## (6) 家庭養護推進に係る職員の体制強化

- ア 里親への委託後や委託解除後のほかに未委託の里親も対象とした支援体制を確立するため、児童相談所の児童福祉司や里親コーディネーターの専門性を強化していきます。
- イ 乳児院や各児童養護施設に配置した「里親支援専門相談員」と各児童相談所や県主管課による情報共有や課題検討のため定期的に連絡会を開催します。
- ウ 児童相談所職員や児童養護施設、乳児院の職員が里親等の家庭養護における養育の様子や制度について十分な理解ができるよう、研修や相互交流の機会を設けます。

## (7) 子どもの権利擁護

- ア 各施設において、子どもの権利擁護や被措置児童等虐待の防止及びケアの質の向上ため、研修や施設内における職員間の支援体制の整備などの取組を進めます。
- イ 里親等については、養育指針に基づき子どもの権利に十分配慮した適切な養育を行うよう努め、県は、里親等の虐待防止に関する研修を定期的に開催するなどの支援を行います。

# 9 その他の施設整備について

## (1) 乳児院について

乳幼児養護体制の要である「乳児院」については、医療との緊密な連携、養護の連続性の重要性から、県内の医療機関や児童養護施設への併設を探りながら、県立若松乳児院のあり方の検討を継続します。

「乳児院」の定員については35人以下とすることを目標とし、より家庭的養育環境とするための小規模グループケア化についても、検討課題とします。

## (2) 情緒障害児短期治療施設について

社会的養護を必要とする子どもの中には、心理的問題を抱えていたり発達上の問題を抱えていたりする子どもがおり、より専門的な施設における生活指導や心理治療が望まれることから、県内に未設置の情緒障害児短期治療施設に関して検討を進めながら、設置を希望する法人等に対して補助制度の紹介を含め助言及び支援を行います。

## 10 要保護児童対策について

県は、市町村や各関係機関と密に連携し、児童相談所などにおいて要保護児童に関する相談に積極的に対応し、児童虐待の防止をはじめ、一人でも多くの子どもが社会的養護を必要としない社会の実現に向けて取り組んでいきます。

## 11 計画の推進体制

計画の進捗及び新たな課題などについては随時把握することとし、目標と計画内容の見直しに当たっては、児童養護施設ごとの家庭的養護推進計画の内容や今後の県立乳児院のあり方の検討などを踏まえながら行います。

また、県社会福祉協議会児童福祉施設部会や児童福祉施設等連絡協議会において関係者の意見を聴くなど、児童相談所、児童養護施設や乳児院その他の関係機関と協力して、計画の着実な推進を図ります。